## 介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスに関する基準(案)

介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスに関する基準(案)	
介護予防型訪問サービスの基準	生活援助型訪問サービスとの相違点
1. 基本方針	同程度の基準
2. 人員に関する基準	
(訪問介護員等の員数) <b>常勤換算2.5以上</b> 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 (サービス提供責任者) <b>常勤訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</b> 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に 従事した介護職員初任者研修修了者】	(訪問介護員等の員数) <u>必要数</u> 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修を受講したもの(市が実施する研修)】 (サービス提供責任者) <u>従事者のうち必要数</u> 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または一定の研修を受講したもの(市が実施する研修)】
(管理者) <b>常勤・専従1以上</b> ※支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	同程度の基準(常勤専従・兼務可)
3. 設備に関する基準	
事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 必要な設備・備品	同程度の基準
4. 運営に関する基準	
(内容及び手続の説明及び同意)	同程度の基準
(提供拒否の禁止)	同程度の基準
1. (サービス提供困難時の対応) 2. (受給資格等の確認) 3. (心身の状況等の把握) 4. (要支援認定等の申請に係る援助) 5. (介護予防支援事業者等との連携) 6. (介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) 8. (介護予防サービス・支援計画書の変更の援助) 9. (身分を証する書類の携行等) 10. (利用料等の受領) 11. (保険給付請求のための証明書の交付) 12. (同居家族に対するサービス提供の禁止) 13. (利用者に関する市への通知) 14. (緊急時等の対応) 15. (管理者及びサービス提供責任者の責務) 16. (運営規程) 17. (勤務体制の確保等) 18. (衛生管理等) 19. (掲示) 20. (秘密保持等) 21. (広告) 22. (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) 23. (苦情処理) 24. (地域との連携) 25. (事故発生時の対応) 26. (会計等の区分) 27. (記録等の整備) 28. (介護等の総合的な提供)	同程度の基準
(提供の記録)	5年保存(地域密着基準条例と同様)
(暴力団排除)	独自に追加(地域密着基準条例と同様)
5. 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
(訪問介護の基本取扱方針)	同程度の基準
(訪問介護の具体的取扱方針)	必要に応じ、個別サービス計画の作成
(訪問介護の提供に当たっての留意点)	同程度の基準

## 介護予防型通所サービスと選択型通所サービスに関する基準(案)

7. 護ア防空通所サービスと選択空通所サービスに関う	選択型通所サービスとの相違点
介護予防型通所サービスの基準 1. 基本方針	
1. 参本刀町 2. 人員に関する基準	同程度の基準
2. 八員に関する金牛 (管理者) <u>常勤・専従1以上</u> ※支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能	同程度の基準(常勤専従・兼務可)
(生活相談員) <b>専従1以上</b>	基準緩和により規定しない
(看護職員) <b>専従1以上(定員10名以下の場合は任意)</b>	基準緩和により規定しない
(介護職員) <u>15人未満: 専従1以上</u> <u>15人以上:利用者1人に専従0.2以上</u>	(介護職員) 15人未満:専従1以上 15人以上:必要数
(機能訓練指導員) <u>1以上</u>	基準緩和により規定しない
3. 設備に関する基準	
<ul><li>・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上)</li><li>・静養室、相談室、事務室</li><li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li><li>・その他の必要な設備</li></ul>	・サービスを提供するために必要なスペース (3㎡×利用定員以上) ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・その他の必要な設備
4. 運営に関する基準	
(内容及び手続の説明及び同意)	同程度の基準
(提供拒否の禁止)	同程度の基準
1. (サービス提供困難時の対応) 2. (受給資格等の確認) 3. (要支援認定等の申請に係る援助) 4. (心身の状況等の把握) 5. (介護予防支援事業者等との連携) 6. (介護予防サービス費の支給を受けるための援助) 7. (介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供) 8. (介護予防サービス・支援計画書の変更の援助) 9. (利用料等の受領) 10. (保険給付請求のための証明書の交付) 11. (利用名に関する市への通知) 12. (緊急時等の対応) 13. (管理者の責務) 14. (運営規程) 15. (勤務体制の確保等) 16. (定員規管) 17. (衛生管理等) 18. (根宗) 19. (水密保持等) 20. (広告) 21. (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止) 22. (苦情処理) 23. (地域との連携) 24. (事故発生時の対応) 25. (会計等の区分) 26. (記録等の整備)	同程度の基準
(提供の記録)	5年保存(地域密着基準条例と同様)
(暴力団排除)	独自に追加(地域密着基準条例と同様)
5. 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
(介護予防通所介護の基本取扱方針)	同程度の基準
(介護予防通所介護の具体的取扱方針)	必要に応じ、個別サービス計画の作成
(介護予防通所介護の提供に当たっての留意点)	同程度の基準